

事業者の皆さまへ

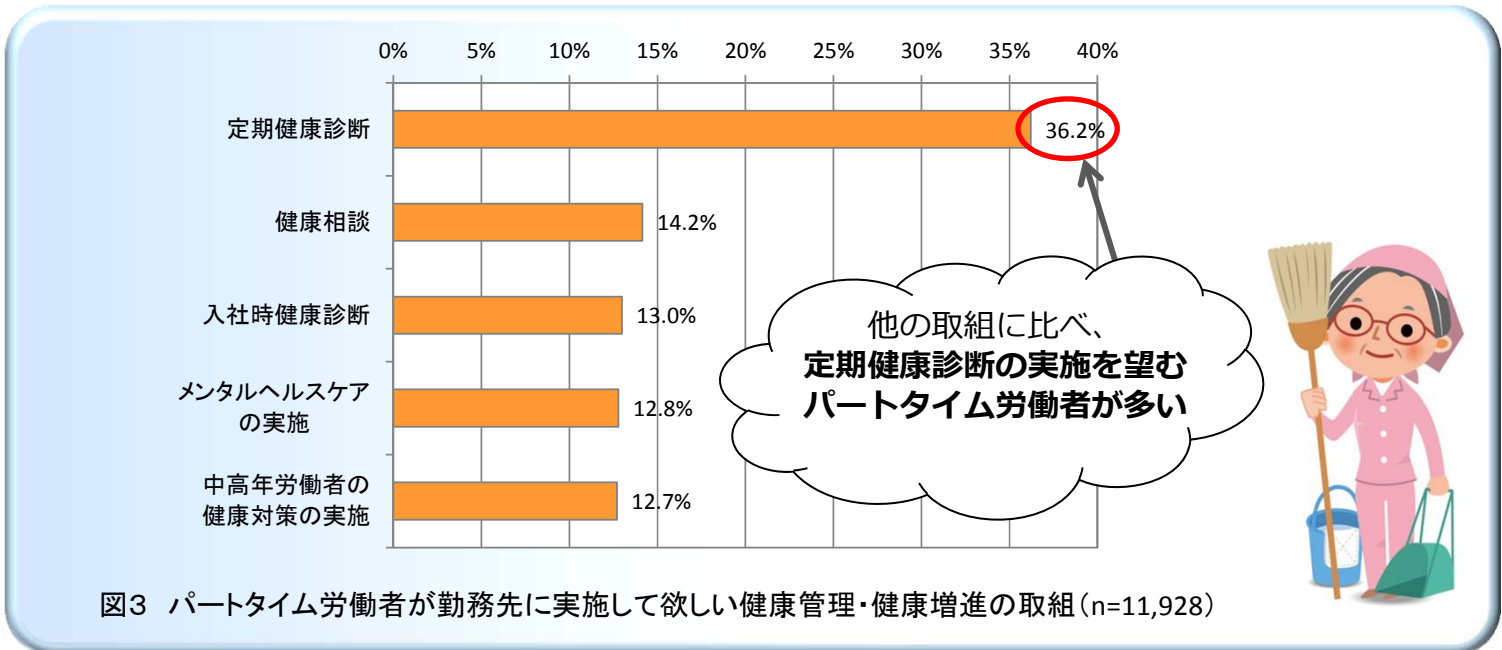
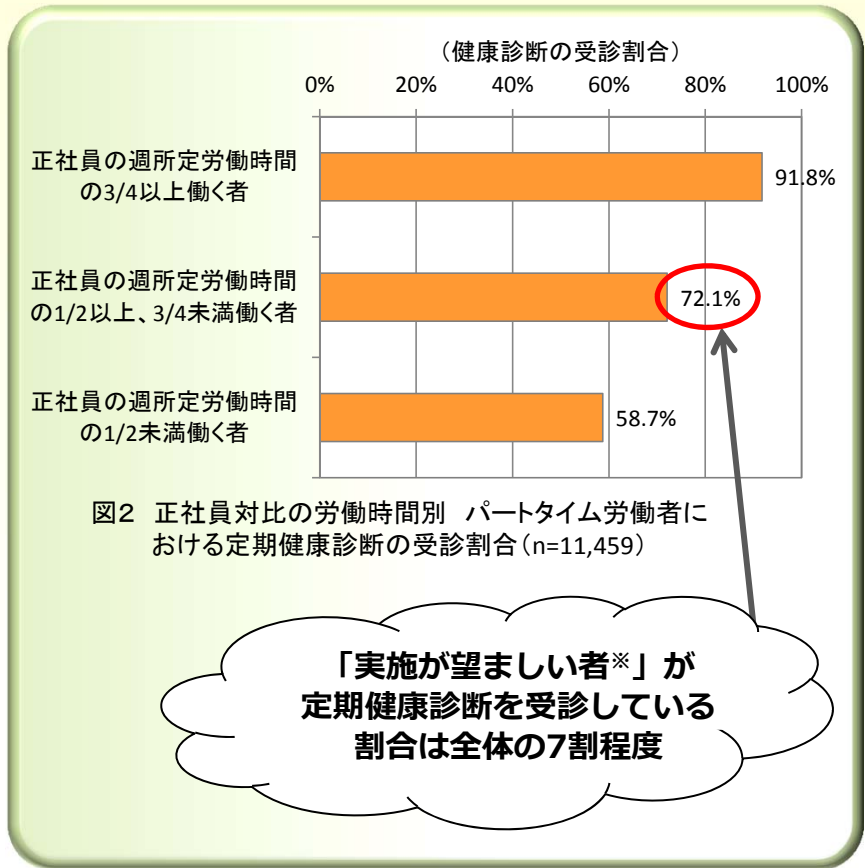
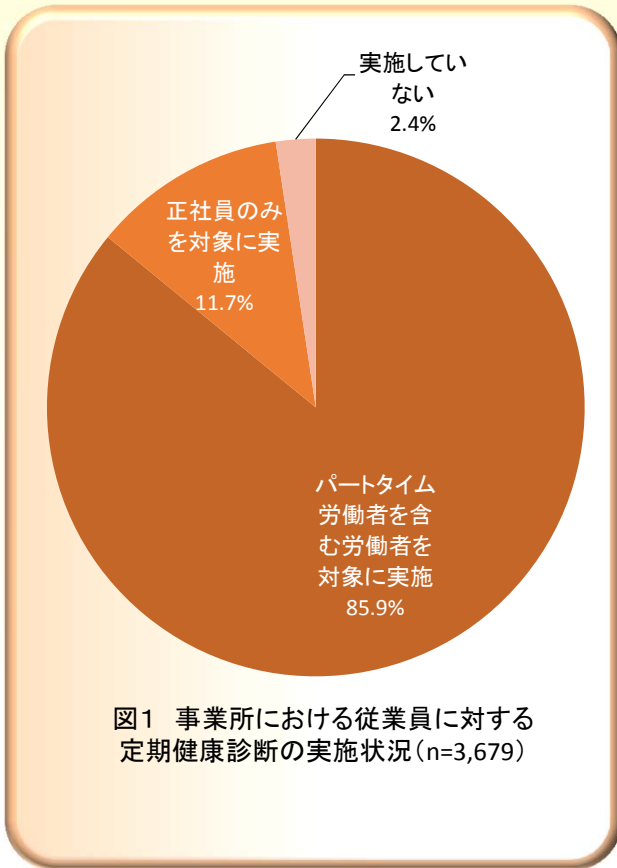
パートタイム労働者※¹の 健康診断を実施しましょう！！

正社員の週所定労働時間の1/2以上3/4未満働く
パートタイム労働者に対しては、
「健康診断の実施が望ましい」とされています※²



- ※¹ パートタイム労働者とは、一週間の所定労働時間が正社員に比べて短い労働者をいいます。
- ※² 正社員の週所定労働時間の3/4以上働くパートタイム労働者に対しては、健康診断を実施する義務があります。

平成26年6月～10月に実施した、パートタイム労働者の健康管理に関する調査における健康診断の実施状況等は、以下のようになっています。



さらに、調査において以下のようなケースが確認されました。

<パートタイム労働者の時間が合わない>

- ・パートタイム労働者の労働日、労働時間がさまざまであるため、健康診断を特定の日、時間帯に実施すると、パートタイム労働者が受診できないケースがある。

<健康診断実施時間分の給与を支払っていない>

- ・健康診断の実施時間は、「業務として取り扱い、給与を支払うことが望ましい」とされているが、給与が支払われていないケースがある。

※「実施が望ましい者」については最終ページ参照。

パートタイム労働者を対象とした、健康診断実施の優れた取組をご紹介します。
みなさんの事業所でも、パートタイム労働者を対象に健康診断を実施しましょう！

【事例1】 健康診断を工夫して実施している事例（製造業）

これまでの健康診断は、1年に1日だけ健診車に来てもらって実施していたが、その日が勤務日ではなく、受けられないパートタイム労働者がいたため、**健康診断の実施日（健診車の巡回日）を増やした。**



ここがポイント！

本事例は特定の日や時間帯にだけ健康診断を実施すると、受診できないパートタイム労働者がいるという点に対応したものです。
若干のコスト面での負担はありましたが、パートタイム労働者の健康に配慮することで職場環境がよくなり、業務効率が向上するという効果が得られたとのこと。



【事例2】 事業者が健康診断実施時間分の給与を支給している事例（飲食業）

健康診断は、パートタイム労働者の業務が終了した後に行うことが多いが、「給与を支払うことが望ましい」とされているため、**勤務時間として取り扱い、給与を支払っている。**
パートタイム労働者でも、仕事として健康診断を受診するため、受診率はほぼ100%となっている。



ここがポイント！

受診に要した時間の賃金は事業者が支払うことが望ましいとされています。
本事例のような取組によって、受診率が向上することが期待されます。



【参考】 キャリアアップ助成金 健康管理コース

パートタイム労働者等を対象とする法定外の健康診断制度を新たに規定し、延べ4人以上に実施した場合に助成する。

◆助成額（括弧内は大企業の額）

1事業所当たり40万円（30万円）＜1事業所当たり1回のみ＞

※キャリアアップ助成金を受給するに当たっては、事前にキャリアアップ計画を作成し認定を受ける必要があります。



詳しくは、以下のホームページ（キャリアアップ助成金）をご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

【健康診断の実施義務等】

	契約形態	正社員	パートタイム労働者					
			○無期契約 ○契約期間が1年以上の有期契約(契約更新により1年以上になる場合を含む)			○契約期間が6月以上1年未満の有期契約(契約更新により6月以上となる場合を含む)		
	週所定労働時間 (対正社員)	1	3/4以上	1/2以上 3/4未満	1/2未満	3/4以上	1/2以上 3/4未満	1/2未満
一般健康診断	雇入時の健康診断	◎	◎	○	△	△		
	定期健康診断 (1年以内に1回)							
	特定業務※1への配置換え時 に行う健康診断					◎	○	△
	特定業務従事者の定期健康 診断(6月以内に1回)					◎	○	△
健康特殊 診断	入社時、有害業務※2への配 置換え時に行う特殊健康診断	特殊健康診断については、契約形態および週所定労働時間によらず、あくまで有害業務に常時従事する場合に健康診断を実施する義務が定められています。						
	定期の特殊健康診断 (6月以内に1回)							

◎：労働安全衛生法を根拠に実施する義務があるもの。

○：法令上の実施義務規定は無いが「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行について」(平成5年12月1日基発第663号)により実施が望ましいとされているもの。

△：実施根拠規定がないもの。

※1：労働安全衛生規則第13条第1項第2号の業務

(深夜業を含む業務、重量物の取扱い等重激な業務、著しく暑熱な場所における業務、等)

※2：労働安全衛生法施行令第22条第1項の業務

(有機溶剤業務、特定化学物質の取扱い等の業務、放射線業務、石綿等の取扱い等の業務、等)

【健康診断の費用負担等】

(1) 労働安全衛生法に基づき実施される健康診断の費用

労働安全衛生法の義務に基づいて実施される健康診断の費用は、事業者が負担すべきものです。

(2) 一般健康診断の受診時の賃金支払い

受診時に要した時間の賃金は、労使協議により定めるべきものですが、受診に要した時間の賃金は事業者が支払うことが望ましいとされています。

(3) 特殊健康診断の受診時の賃金支払い等

・特殊健康診断は、所定労働時間内に行なわれることが原則です。

・特殊健康診断の実施に要する時間は労働時間と解されるので、時間外に行なわれた場合には、割増賃金を支払わなければなりません。

パートタイム労働に関する法令や雇用管理等に関する情報等は、以下のサイトをご覧ください。

パート労働ポータルサイト
<http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>

厚生労働省ホームページ(パートタイム労働者の雇用管理の改善のために)
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000046152.html>